

豊橋市資源化センター余熱利用施設
整備・運営事業

入札説明書

平成 17 年 3 月 29 日

豊 橋 市

— 目 次 —

1. 入札説明書の定義.....	1
2. 事業概要.....	1
2-1 事業の名称.....	1
2-2 事業の目的.....	1
2-3 事業方式.....	1
2-4 事業の概要.....	1
2-5 事業期間.....	2
2-6 施設の管理.....	2
2-7 選定事業者の収入.....	2
2-8 事業スケジュール(予定).....	2
3. 事業者の募集及び選定に関する事項.....	3
3-1 事業者の募集及び選定.....	3
3-2 選定の手順及びスケジュール.....	3
3-3 入札参加者の参加資格要件.....	3
(1)入札参加者の構成等.....	3
(2)入札参加者の参加資格要件(共通).....	3
(3)業務に当たる者の参加資格要件.....	4
(4)参加資格の確認及び失格要件.....	4
(5)構成員の変更.....	5
3-4 入札手続き等.....	5
(1)入札公告・入札説明会に関する事項.....	5
(2)入札参加資格の確認.....	6
(3)入札の辞退.....	7
(4)入札日時等.....	7
3-5 落札者の決定方法等.....	12
(1)審査委員会.....	12
(2)落札者の決定及び公表.....	13
3-6 契約に関する基本的な考え方.....	13
(1)基本協定の締結.....	13
(2)特別目的会社の設立.....	13
(3)事業契約の締結.....	13
(4)金融機関との協議.....	14
4. その他事業の実施に関し必要な事項.....	14
4-1 債務負担行為.....	14
4-2 議会の議決.....	14
4-3 情報公開及び情報提供.....	14
別添1：豊橋市資源化センター余熱利用施設整備・運営事業	要求水準書
別添2：豊橋市資源化センター余熱利用施設整備・運営事業	事業契約書（案）
別添3：豊橋市資源化センター余熱利用施設整備・運営事業	基本協定書（案）
別添4：豊橋市資源化センター余熱利用施設整備・運営事業	落札者決定基準
別添5：豊橋市資源化センター余熱利用施設整備・運営事業	様式集

1. 入札説明書の定義

豊橋市資源化センター余熱利用施設整備・運営事業入札説明書（以下「入札説明書」という。）は、豊橋市（以下「市」という。）が、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）に基づき、平成 16 年 11 月 22 日に特定事業の選定を行った、豊橋市資源化センター余熱利用施設整備・運営事業（以下「本事業」という。）について平成 17 年 3 月 29 日に公告した総合評価一般競争入札（以下「入札」という。）の入札条件を定めたものである。

入札説明書に添付されている、豊橋市資源化センター余熱利用施設整備・運営事業要求水準書（以下「要求水準書」という。）、豊橋市資源化センター余熱利用施設整備・運営事業事業契約書（案）（以下「事業契約書（案）」という。）、豊橋市資源化センター余熱利用施設整備・運営事業基本協定書（案）（以下「基本協定書（案）」という。）、豊橋市資源化センター余熱利用施設整備・運営事業落札者決定基準（以下「落札者決定基準」という。）、及び豊橋市資源化センター余熱利用施設整備・運営事業様式集（以下「様式集」という。）は一体のもの（以下、入札説明書、要求水準書、事業契約書（案）、基本協定書（案）、落札者決定基準及び様式集を総称して「入札説明書等」という。）であり、入札説明書等全体で入札条件を規定している。

なお、入札説明書等と実施方針及び実施方針等に関する質問・回答に相違のある場合は、入札説明書等の規定内容を優先するものとする。また、入札説明書等に記載がない事項については、実施方針及び実施方針等に関する質問・回答によるものとする。

2. 事業概要

2-1 事業の名称

豊橋市資源化センター余熱利用施設整備・運営事業

2-2 事業の目的

本施設は、健康増進と市民交流の場として、幅広い層の市民の利用に供することを目的とする。また、環境保全に配慮した施設の整備・運営を通じて、市民の省資源・省エネルギーに関する意識の向上を期待するものである。

2-3 事業方式

本事業の事業方式は、PFI 法に基づき、同法第 7 条第 1 項の規定による選定事業者が、本施設の設計、建設を行った後、市に本施設を譲渡し、事業期間を通して本施設の維持管理及び運営を行う、いわゆる BTO 方式とする。

2-4 事業の概要

本事業は、資源化センターから発生する余熱を有効利用し、温水プールと温浴施設を中心とした施設を整備（設計・建設）し、これを運営（維持管理を含む。）していくものである。

選定事業者が実施する業務は、以下のとおりである。

(1) 設計業務及び建設業務

- ① 設計業務
 - ・設計
 - ・設計図書の作成
 - ・設計に伴う各種申請手続き
 - ・工事監理
- ② 建設業務
 - ・建設工事
 - ・備品等の調達・設置
 - ・工事に伴う近隣対策

- ・建設に伴う各種申請手続き
- ・完成図書の作成
- ・施設の引渡し

(2) 維持管理業務及び運営業務

① 維持管理業務

- ・建築物保守管理業務
- ・建築設備保守管理業務
- ・備品等保守管理業務
- ・屋外施設保守管理業務
- ・環境衛生管理業務
- ・清掃業務
- ・植栽維持管理業務
- ・警備業務
- ・修繕業務

② 運営業務

- ・利用受付業務
- ・健康づくり支援業務
- ・安全・衛生管理業務
- ・物品販売業務

2-5 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から平成 34 年 9 月 30 日までの予定とする。

2-6 施設の管理

本施設は、地方自治法第 244 条の規定による公の施設として整備するもので、その設置及び管理に関する事項については、別途条例で定める。また、市は、選定事業者を地方自治法第 244 条の 2 に基づき、指定管理者として指定する予定である。

2-7 選定事業者の収入

本事業における選定事業者の収入は、以下の対価等により構成される。市は、このうち、選定事業者が実施する本施設の設計業務及び建設業務に係る対価、維持管理業務及び運営業務に係る対価をサービス購入費として選定事業者に支払う。

(1) 設計業務及び建設業務に係る対価（サービス購入費Ⅰ）

市は、設計業務及び建設業務に係る対価について、事業契約においてあらかじめ定める額を、割賦方式により選定事業者を支払う。

(2) 維持管理業務及び運営業務に係る対価（サービス購入費Ⅱ）

市は、維持管理業務及び運営業務に係る対価について、事業契約においてあらかじめ定める額を、維持管理・運営期間にわたり選定事業者を支払う。

(3) 利用者からの収入

選定事業者が実施する物品販売業務の売上は、全額を直接、選定事業者の収入とする。

2-8 事業スケジュール(予定)

- | | |
|--------------|--|
| (1) 事業契約の締結 | 平成 17 年 12 月下旬 |
| (2) 施設の設計・建設 | 平成 17 年 12 月下旬～平成 19 年 9 月 |
| (3) 施設の運営開始日 | 平成 19 年 10 月 1 日 |
| (4) 施設の維持・運営 | 平成 19 年 10 月 1 日～平成 34 年 9 月 30 日（15 年間） |

3. 事業者の募集及び選定に関する事項

3-1 事業者の募集及び選定

市は、透明性の確保と公正な競争の促進に配慮しながら、本事業の実施を希望する民間事業者を広く募集する。

事業者の選定に当たっては、本事業の実施に係る対価の額及び提案内容を総合的に評価する総合評価一般競争入札に付することとして、その旨を公告する。

3-2 選定の手順及びスケジュール

本事業における事業者の募集・選定のスケジュールは以下のとおりとする。

日 程	内 容
平成 17 年 3 月 29 日 (火)	入札公告 (入札説明書等の公表)
3 月 29 日 (火)～4 月 7 日 (木)	入札説明会の申込受付
4 月 8 日 (金)	入札説明会の開催
3 月 29 日 (火)～4 月 25 日 (月)	入札説明書等に関する質問の受付
5 月 20 日 (金)	入札説明書等に関する質問への回答・公表
3 月 29 日 (火)～5 月 27 日 (金)	参加表明書及び資格確認申請書の受付
6 月 10 日 (金)	資格確認通知の発送
8 月 12 日 (金)	入札書類の受付
9 月中旬	事業者へのヒアリング
10 月上旬	落札者の決定・公表
10 月中旬	基本協定締結
11 月中旬	事業仮契約締結
12 月下旬	事業契約締結

3-3 入札参加者の参加資格要件

(1)入札参加者の構成等

- ① 本事業の入札参加者は、本施設の設計業務に当たる者 (以下「設計企業」という。)、本施設の建設業務に当たる者 (以下「建設企業」という。)、本施設の維持管理業務に当たる者 (以下「維持管理企業」という。) 及び本施設の運営業務に当たる者 (以下「運営企業」という。) を含むものとする。
- ② 設計企業、建設企業、維持管理企業及び運営企業は、一企業 (以下「応募企業」という。) とすることも複数の企業の共同 (以下「応募グループ」という。) とすることも可能とする。
- ③ 応募グループで申し込む場合には、入札参加表明書の提出時に代表企業名を明記し、必ず代表企業が応募手続を行うものとする。
- ④ 応募グループで申し込む場合には、入札参加表明書の提出時に構成員並びに構成員の担当業務 (設計、建設、維持管理及び運営の別) を明らかにするものとする。

(2)入札参加者の参加資格要件(共通)

応募企業又は応募グループの構成員は、いずれも以下の要件を満たすものとする。

- ① 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に基づく入札参加の資格制限に該当しないこと。
- ② 会社更生法 (平成 14 年 12 月 13 日法律第 154 号) 第 17 条に基づく更生手続開始の申立て、旧和議法 (大正 11 年法律第 72 号) 第 12 条に基づく和議開始の申立て、民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) 第 21 条に基づく再生手続開始の申立て、破産法 (平成 16 年法律第 75 号) 第 18 条若しくは同法第 19 条に基づく破産の申立て及び商法 (明治 32 年法律第 48 号) 第 381 条に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていないこと。

- ③ 市が本事業について、余熱利用施設整備・民間資金等活用事業調査を委託している株式会社三菱総合研究所、株式会社三菱総合研究所が本業務の一部を委託している株式会社エコ・アシスト及びあさひ・狛法律事務所、並びにこれらの企業と資本面若しくは人事面において関連のある者でないこと。*
- ④ 3-5-(1)に示す審査委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連のある者でないこと。*
- ⑤ 応募企業又は応募グループの構成員が、他の応募企業、応募グループの構成員として参加していないこと。
- ⑥ 入札公告日から落札者決定までの間において、市の指名停止措置を受けていないこと。

*「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株主総数の50パーセントを超える株式を有し、又はその出資総額の50パーセントを超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。

(3)業務に当たる者の参加資格要件

本施設の設計業務、建設業務、維持管理業務及び運営業務の各業務に当たる者は、それぞれ以下の要件を満たすものとする。なお、複数の要件を満たす者は、当該各業務に当たる者を兼ねることができる。

《設計企業》

- ① 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ② 平成15年12月12日付け公告による、平成16・17年度に市が発注する建設工事等の契約に関し競争入札に参加する者に必要な資格を有し、その希望する業種が、建築関係建設コンサルタントであること。

《建設企業》

- ① 建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定による建築工事業に係る特定建設業の許可を有すること。
- ② 平成15年12月12日付け公告による、平成16・17年度に市が発注する建設工事等の契約に関し競争入札に参加する者に必要な資格を有し、その希望する業種が、建築一式工事であること。
- ③ 建設業法に規定する建築一式工事に係る経営事項審査結果の総合評点が820点以上であること。

《維持管理企業》

- ① プール施設について1年以上の維持管理実績を有していること。
- ② 入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書を提出する時までに直近2か年の国税、都道府県税及び市町村税を完納していること。

《運営企業》

- ① プール施設について1年以上の運営実績を有していること。
- ② 入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書を提出する時までに直近2か年の国税、都道府県税及び市町村税を完納していること。

(4)参加資格の確認及び失格要件

市は、応募企業（応募グループ）から提出された入札参加資格確認申請書について速やかに確認を行った後に、入札参加資格確認通知により参加資格要件を満たしているか否かを通知する（通知の発送日を「資格確認通知日」とする。）。

なお、資格確認通知を受けた応募企業（応募グループ）の構成員のいずれかが、以下に該当した場合は失格とする。

- ① 資格確認通知日以降、落札者決定までの期間に3-3-(2)で定める参加資格要件を欠くような事態が生じた場合
- ② 資格確認通知日以降、落札者決定までの期間に3-5-(1)に示す審査委員会の委員に

対して自己の有利になるよう接触等の働きかけを行った場合

(5) 構成員の変更

入札参加表明書を提出した以後に、応募企業（応募グループ）の構成員の追加及び変更は原則として認めない。ただし、市がやむを得ないと判断した場合は、代表企業を除き、認めることがある。

3-4 入札手続き等

(1) 入札公告・入札説明会に関する事項

① 入札公告

入札公告は平成17年3月29日（火）とし、市のホームページにおいて公表する。入札説明書等については、市のホームページにおいて公表する。

ホームページ：<http://www.city.toyohashi.aichi.jp/kankyo/pfi.html>

② 入札説明書等の閲覧

入札説明書等の閲覧を以下のとおり行う。

(ア) 閲覧期間

平成17年3月29日（火）から5月27日（金）まで
（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(イ) 閲覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

(ウ) 閲覧場所

〒440-8501 豊橋市今橋町1番地
豊橋市環境部環境政策課
なお、原則として入札説明書等の配布はしない。

(エ) 閲覧書類

閲覧を行う書類は以下のとおりである。

- ・ 入札説明書等
- ・ 平成17年度の建物総合損害共済の業務規定
- ・ 敷地造成等設計図面

③ 入札説明会

入札説明書等についての説明会を以下のとおり開催する。

(ア) 日時

平成17年4月8日（金）午後1時30分から（受付開始 午後1時から）

(イ) 場所

〒441-3125 豊橋市豊栄町字西530番地
豊橋市資源化センター内会議室
※現地集合・現地解散とする。

(ウ) 参加申込期間

平成17年3月29日（火）から4月7日（木）午後5時15分まで（必着）

(エ) 申込方法

説明会に参加する企業は、会社名、申込者氏名、住所、電話及び参加人数等を、次の申込先まで電子メールで送付する（様式自由）。

参加については参加企業1社につき最大2名までとする。なお、多数の参加希望者があつた場合は、参加人数の制限及び時刻の変更を行うこともある。当日は、入札説明書等の資料配布は予定していないため、各社持参すること。

(カ) 申込先

豊橋市環境部環境政策課

Eメール：kankyoseisaku@city.toyohashi.lg.jp

④ 入札説明書等に関する質問及び回答・公表

入札説明書等の記載内容に関する質問の受付を以下のとおり行う。質問に対する回答は、市のホームページで公表する。なお、質問の提出は入札参加の必須条件ではない。

(ア) 受付期間

平成17年3月29日（火）から4月25日（月）午後5時15分まで（必着）

(イ) 提出方法

質問の内容を簡潔にまとめ、様式集（様式1-1）に記入の上、電子メールでのファイル添付にて提出のこと。

《提出様式》

様式1-1（入札説明書等に関する質問書）

(ウ) 提出先

豊橋市環境部環境政策課

Eメール：kankyoseisaku@city.toyohashi.lg.jp

(エ) 回答の公表

質問に対する回答は、平成17年5月20日（金）までに、市のホームページで公表する。

ホームページ：<http://www.city.toyohashi.aichi.jp/kankyo/pfi.html>

(2) 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、入札参加表明書等を提出し入札参加資格の確認を受けること。なお、期限までに入札参加表明書等を提出しない者及び入札参加資格がないとされた者は入札に参加することはできない。

① 入札参加表明書等の受付期間、提出先及び提出方法

(ア) 受付期間

平成17年3月29日（火）から5月27日（金）まで

(イ) 提出先

〒440-8501 豊橋市今橋町1番地

豊橋市環境部環境政策課

T E L : 0532 - 51 - 2419

(ウ) 提出方法

入札参加表明書等は、上記提出先へ持参又は郵送により提出すること。電子メール等による申請は受け付けない。なお、持参の場合は、受付期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までに持参するものとし、郵送の場合は、5月27日（金）必着とする。

② 入札参加表明書等の作成

入札参加表明書等は、以下の様式に従い作成すること。

様式2-1～様式2-3は、正1部を作成すること。様式2-4～様式2-9は、必要な添付書類等を含め、正1部を作成すること。様式2-9は、維持管理企業及び運営企業のみ提出とし、複数の企業で当該業務を実施する場合には各社別に各1部を作成すること。なお、提出にあたっては様式2-1～様式2-9を簡易ファイル綴じとして提出すること。

《提出様式》

- 様式2-1 (入札参加表明書)
- 様式2-2 (応募企業又は応募グループの構成員構成表)
- 様式2-3 (委任状)
- 様式2-4 (入札参加資格確認申請書)
- 様式2-5 (入札参加資格要件確認書 (設計業務))
- 様式2-6 (入札参加資格要件確認書 (建設業務))
- 様式2-7 (入札参加資格要件確認書 (維持管理業務))
- 様式2-8 (入札参加資格要件確認書 (運營業務))
- 様式2-9 (入札参加資格審査の付属資料提出確認書)

③ 入札参加資格確認の通知

市は、入札参加表明書等を提出した者に対して、入札参加資格確認通知を、平成17年6月10日(金)までに発送する。なお、この時入札書類提出時に使用する応募者記号を併せて通知する。

④ 入札参加資格がないとされた場合の扱い

入札参加資格がないと通知された者は、参加資格がないと判断された理由について、市に説明を求めることができる。その場合、平成17年6月20日(月)午後5時15分までに書面により上記提出先まで申し出ること(様式自由)。回答は文書により行い、平成17年6月24日(金)までに発送する。

⑤ その他

- (ア)入札参加表明書等の作成及び提出に要する費用は、すべて応募者(応募グループ)の負担とする。
- (イ)市は、提出された入札参加表明書等を入札参加資格の確認以外に無断で使用しない。

(3)入札の辞退

入札参加表明書等の提出以後、入札を辞退する場合は、入札辞退届(様式3-1)を入札日までに豊橋市環境部環境政策課に持参、又は郵便若しくは信書便(入札日の前日までに到着するものに限る。)により提出すること。入札参加資格があると通知された者が、入札書及び本事業に関する提案内容を記載した審査資料(以下「入札書類」という。)を期限までに提出しない場合は、辞退したものとみなす。

《提出様式》

- 様式3-1 (入札辞退届)

(4)入札日時等

入札参加資格確認通知により、入札参加資格があるとされた者は、入札書類を次の方法により提出すること。

① 書類の提出

(ア)日時

平成17年8月12日(金)午前9時から午後4時まで

(イ) 場所

〒440-8501 豊橋市今橋町1番地
豊橋市環境部環境政策課

※ 入札書類は持参により提出すること。また、入札書類の提出に際しては、
入札参加資格確認通知の写しを持参すること。

② 入札書類の作成方法

入札書類は下記の方法に従い作成すること。

(ア) 入札価格に関する提出書類

- ・ 様式4-1（入札提案書類提出届）は正1部を作成の上提出すること。
- ・ 様式4-2（入札書）は正1部を作成し、封かんの上、別途通知の応募者記号を表に朱書して提出すること。

《提出様式》

様式 4-1（入札提案書類提出届）

様式 4-2（入札書）

(イ) 設計・建設・維持管理・運営に係る提案に関する提出書類

設計・建設・維持管理・運営に係る提案に関する提出書類として、下記様式を作成すること。

《提出様式》

様式 5-1-a～様式 5-1-g（設計図）

様式 5-2（建築概要・面積表）

様式 5-3（仕上表）

様式 5-4（工程表）

様式 5-5（設計概要説明書（1）－設計全般－）

様式 5-6（設計概要説明書（2）－設備計画－）

様式 5-7（基本性能説明書（1）－環境保全性－）

様式 5-8（基本性能説明書（2）－安全性－）

様式 5-9（基本性能説明書（3）－機能性－）

様式 5-10（基本性能説明書（4）－耐久性－）

様式 5-11（維持管理計画概要書）

様式 5-12（運営計画概要書）

- ・ 様式5-1-a～様式5-1-gの設計図として以下を作成し提出すること。図面は全てA3版とする。また、以下に指定した作成要領以外は任意とするが、図面右上に様式名及び応募者記号を明記すること（企業名を特定又は類推可能な記載は不可とする。）。

《設計図の作成要領》

様式 5-1-a（配置図）…【1枚、S=1/500】

様式 5-1-b（平面図）…【各階、S=1/300、各室の室名を明記すること】

様式 5-1-c（立面図）…【4面、S=1/300】

様式 5-1-d（断面図）…【2面、S=1/300】

様式 5-1-e（設備システム図）…【蒸気及び井水のシステム系統が判るもの】

様式 5-1-f（外観透視図）…【1枚、カラー、アイレベル】

様式 5-1-g（内観透視図）…【1枚、カラー、プールゾーン】

- ・ 様式5-2～様式5-12は、各々様式集に記載の上限枚数等を遵守し作成の上、書類の右上に応募者記号を明記すること（企業名を特定又は類推することが可能な記載は不可とする。）。
- ・ 図面類（様式5-1-a～g）及び様式5-2～様式5-12については簡易ファイル綴じとして正1部写14部提出することとし、各ファイルの表紙には応募者記号及び事業名を記載すること。

(ウ)事業計画に係る提案に関する提出書類

事業計画に係る提案に関する提出書類として、下記様式を作成すること。

《提出様式》

- 様式 6-1（資金調達に関する提案書）
- 様式 6-2（割賦手数料及びサービス購入費Ⅰの提案）
- 様式 6-3-a～様式 6-3-b（事業収支計画書）
- 様式 6-4（施設整備費内訳書）
- 様式 6-5（維持管理運営費内訳書）
- 様式 6-6（長期修繕計画書）
- 様式 6-7（事業の安定性確保に関する提案書）

- ・ 様式6-1～様式6-7は各々様式集記載の上限枚数等を遵守し作成の上、簡易ファイル綴じとして正1部写14部提出することとし、各ファイルの表紙には応募者記号及び事業名を記載すること。
- ・ 事業計画に係る提案に関する提案書類については、応募企業（応募グループ）名等の記載は可とする。
- ・ 事業計画に係る提案の作成にあたっては以下のとおりとする。

【営業収益】

営業収益は下表により記載すること。

<営業収益項目の内訳>

項目	内 訳
サービス購入費Ⅰ （施設整備費相当額）	施設整備費相当額に割賦手数料を加えた額を計上すること。また、運営開始時期を平成19年10月としていることから、各年度のサービス購入費Ⅰを次のように計上すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度（運営開始年度） サービス購入費Ⅰの総額×1/15年×6ヶ月/12ヶ月 ・平成20年度～平成33年度 サービス購入費Ⅰの総額×1/15年 ・平成34年度（事業終了年度） サービス購入費Ⅰの総額×1/15年×6ヶ月/12ヶ月
サービス購入費Ⅱ （維持管理運営費相当額）	維持管理運営費相当額を計上すること。また、運営開始時期を平成19年10月としていることから、各年度のサービス購入費Ⅱを次のように計上すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度（運営開始年度） サービス購入費Ⅱの総額×1/15年×6ヶ月/12ヶ月 ・平成20年度～平成33年度 サービス購入費Ⅱの総額×1/15年 ・平成34年度（事業終了年度） サービス購入費Ⅱの総額×1/15年×6ヶ月/12ヶ月
物品販売業務の収入	物品販売業務による収入を計上すること。

【営業費用】

費用項目ごとの算定根拠を、「施設整備費内訳書」、「維持管理運営費内訳書」、「長期修繕計画書」に記入すること。その上で、支払利息を除く全ての費用項目を「事業収支計画書」の「営業費用」の部に記載すること。なお、営業費用の部は、「営業費用 A」、「営業費用 B」、「営業費用 C」及び「営業費用 D」の4項目に分け、次表によって記載すること。

＜営業費用の分類＞

分類	内 容
営業費用 A	労務費、委託費等人件費的要素によって構成されるものを記載すること。
営業費用 B	修繕費、消耗品費等物件費的要素によって構成されるものを記載すること。
営業費用 C	割賦原価等、いわゆる資本費に相当する要素によって構成されるもの記載すること。
営業費用 D	物品販売業務における経費（物品の仕入れに係る経費）を記載すること。

「様式 6-3-a～様式 6-3-b（事業収支計画書）」に記載の営業費用項目は例示であり、次表の内容を想定し便宜的に設定したものである。提案にあたっては、本例示にとらわれることなく各自が計画する費目を設定した上で、上記分類に従い表記すること。

＜営業費用項目の内訳＞

項目	内 訳	
営業費用 A	労務費	従業員に対して支払われる給与等を計上する。
	委託費	業務の一部を外部へ委託する費用を計上する。
	一般管理費	その他一般管理費を計上する。
営業費用 B	修繕費	施設の機能を維持、補修する費用を計上する。
	消耗品費	消耗品に係る費用を計上する。
	水道光熱費	水道代、電気代等を計上する。
	支払保険料	保険料を計上する。
営業費用 C	割賦原価	割賦債権を計上する。
	繰延資産償却	創立費、開業費等を計上する。
営業費用 D	物品販売経費	物品の仕入れに係る経費を計上する。

なお、提案した「様式6-3-a～様式6-3-b（事業収支計画書）」における営業費用の分類が、将来における物価変動等の影響に基づくサービス購入費Ⅱの料金改定のベースとなる。

(エ)その他

提案書類のうち下記に指定する様式のものについては、CD-Rに保存したものを併せて提出することとし、CD-Rの適当な場所に応募者番号及び事業名を記載すること。なお、使用するソフトは下記のとおりとする。

文書：「Microsoft Word」
表等：「Microsoft Excel」

＜データ提出する様式＞

- 様式 5-2（建築概要・面積表）
- 様式 5-3（仕上表）
- 様式 5-4（工程表）
- 様式 5-5（設計概要説明書（1）－設計全般－）

様式 5-6 (設計概要説明書 (2) -設備計画-)
様式 5-7 (基本性能説明書 (1) -環境保全性-)
様式 5-8 (基本性能説明書 (2) -安全性-)
様式 5-9 (基本性能説明書 (3) -機能性-)
様式 5-10 (基本性能説明書 (4) -耐久性-)
様式 5-11 (維持管理計画概要書)
様式 5-12 (運営計画概要書)
様式 6-1 (資金調達に関する提案書)
様式 6-2 (割賦手数料及びサービス購入費 I の提案)
様式 6-3-a~様式 6-3-b (事業収支計画書)
様式 6-4 (施設整備費内訳書)
様式 6-5 (維持管理運営費内訳書)
様式 6-6 (長期修繕計画書)
様式 6-7 (事業の安定性確保に関する提案書)

③ 入札に当たっての留意事項

(ア) 入札説明書等の承諾

応募企業 (応募グループ) は、入札説明書等の記載内容を承諾の上、入札すること。

(イ) 費用負担

入札書類の作成及び提出等の入札に要する費用は、すべて応募企業 (応募グループ) の負担とする。

(ウ) 公正な入札の確保

応募企業 (応募グループ) は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和22年法律第54号) に抵触する行為を行ってはならない。

なお、後日、不正な行為が判明した場合には、市は、契約の解除等の措置をとることがある。

(エ) 入札金額の記載等

入札金額は、市から受け取るサービス購入費の総額の単純合計値 (消費税及び地方消費税を含まない。) の額を記載すること。この際の計算の前提となる金利水準は以下のとおりとし、物価変動は見込まないものとする。

割賦手数料については、元利均等払を前提とする支払金利により算定する。支払金利は基準金利に、様式集の様式6-1 (資金調達に関する提案書) で提案したスプレッドを加えたものとする。基準金利は、運営開始日の3開庁日前の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンス・レート (T.S.R) としてテレレート17143 ページに表示されている6ヶ月LIBOR ベース15年物金利スワップレート (円/円) とするが、入札時に使用する基準金利は2.0パーセントとする。

(オ) 事業に関する提案内容を記載した審査資料の取扱い

・著作権

市が提示した参考図書等の著作権は市に帰属する。また、入札書類のうち本事業に関する提案内容を記載した審査資料 (以下「提案資料」という。) の著作権は入札参加者に帰属する。なお、本事業の公表その他市が必要と認めるときは、市は提案資料の全部又は一部を使用できるものとする。

・特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、

維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募企業（応募グループ）が負う。

- ・市からの提示資料の取扱い
市が提供する資料は、本件入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。
- ・複数提案の禁止
応募企業（応募グループ）は、1つの提案しか行うことができない。
- ・入札書類の変更禁止
入札書類の変更はできない。

(カ) 使用言語、単位及び時刻

本件入札に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(キ) 入札保証金及び契約保証金

- ・入札保証金
入札保証金は免除とする。
- ・契約保証金
選定事業者は、本事業における建設工事費等相当額と当該額に係る消費税及び地方消費税相当額との合計額の10パーセント以上に相当する金額の契約保証金を納付するものとする。ただし、事業者は本事業における建設工事費等相当額と当該額に係る消費税及び地方消費税相当額との合計額の10パーセント以上に相当する金額の履行保証保険を市を被保険者*として付保することをもって、契約保証金の納付に代替できる。

*事業者が被保険者として当該保険を契約する場合、事業者は、自らの費用負担において、当該保険金請求権上に市のために質権を設定しなければならない。

(ク) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- i) 入札参加資格がない者のした入札
- ii) 応募グループに当たっては、代表企業以外の者のした入札
- iii) 入札参加表明書等その他一切の提出書類に虚偽の記載をした者のした入札
- iv) 記名押印のない入札書による入札
- v) 誤字、脱字等により意思表示が不明確な入札
- vi) 入札参加者のした2以上の入札
- vii) 入札に際して連合等の不正行為があった入札
- viii) 所定の日時までに所定の場所に到着しなかった入札
- ix) その他入札に関する条件に違反した入札

3-5 落札者の決定方法等

落札者の決定方法は総合評価一般競争入札方式とし、審査は「資格審査」と「提案審査（「基礎審査」、「総合審査」から構成される。）」の手順にて実施する。なお、詳細は落札者決定基準を参照のこと。

(1) 審査委員会

資格審査及び基礎審査は市が実施し、総合審査については市及び「豊橋市資源化センター余熱利用施設整備・運営事業審査委員会」（平成16年9月7日設置。以下「審査委員会」という。）が落札者決定基準に基づき行う。

審査委員会の委員は次のとおりである。

《審査委員会メンバー（敬称略）》

委員長	奥野 信宏	（中京大学大学院 教授）
副委員長	加藤 彰一	（豊橋技術科学大学助教授）
委員	成瀬 一郎	（豊橋技術科学大学助教授）
委員	市川 勝太郎	（豊橋市財務部長）
委員	前川 文男	（豊橋市福祉保健部長）
委員	安形 一廣	（豊橋市環境部長）

なお、総合審査の過程で、応募企業（応募グループ）に対するヒアリングを実施する予定であるが、詳細な日時等については、別途、応募企業（応募グループ）に対して通知する。

(2)落札者の決定及び公表

① 落札者の決定

市は、審査委員会の審査結果を踏まえ、落札者を決定する。

② 結果及び評価の公表

市は、審査委員会における審査及び選定の結果を取りまとめて、平成 17 年 10 月上旬に市のホームページ等で公表する。

3-6 契約に関する基本的な考え方

(1)基本協定の締結

市は落札した応募企業又は応募グループの代表企業及び構成員と基本協定を締結する。

(2)特別目的会社の設立

落札者は、本事業を実施するため、特別目的会社（以下「SPC」という。）を商法（明治 32 年法律第 48 号）に定める株式会社の形態で設立するものとする。市は、落札者と基本協定を締結し、当該協定に規定した事項に基づき、落札者が設立したSPCと事業契約を締結する。

なお、落札者となった応募企業又は応募グループの代表企業及び構成員は必ず当該SPCに出資することとし、代表企業は出資者の中で最大の出資を行うものとする。また、応募企業又は応募グループ以外の者のSPCへの出資は認めない。

応募企業又は応募グループの代表企業及び構成員は、本事業が終了するまでの当該SPCの株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定、その他の一切の処分を行ってはならない。

(3)事業契約の締結

市は落札した応募企業又は応募グループの代表企業及び構成員が設立するSPCと仮契約を締結する。

SPCは、事業契約締結までに事業契約書（第 3 6 条）に記載の契約保証金の納付等（履行保証保険の付保により、契約保証金の免除が認められた場合には、事業契約締結日までに当該履行保証保険に加入しなければならない。）をし、市を相手方として、事業契約を締結しなければならない。

① 事業契約書の内容変更

SPCとの契約に際し、事業契約書の内容変更は行わない。ただし、契約締結までの間に、条文の意味を明確化するために文言の修正を行うことは可能である。

② 事業契約に係る契約書作成費用

事業契約書の検討に係るSPC側の弁護士費用、印紙代など、契約書の作成に要する費用（事業契約書の作成費用及び市の弁護士費用は除く。）は、事業者の負担とする。

③ SPCの事業契約上の地位

市の事前の承諾がある場合を除き、S P C は事業契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならない。

(4)金融機関との協議

市は、本事業の安定的な継続を担保するため、一定の重要事項について、選定事業者
に資金を提供する金融機関と協議を行い、直接契約を結ぶことを想定している。

4. その他事業の実施に関し必要な事項

4-1 債務負担行為

市は、本事業契約に関して、「4,862,000千円に金利変動及び物価変動等による増減額
を加算した額」を限度額とした債務負担行為を設定している。

4-2 議会の議決

本事業契約に関する議案を平成17年12月定例市議会に提出予定である。

4-3 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、市のホームページ等を通じて適宜行う。ただし、各応募者
からの、入札条件に直接関係するような個別の問い合わせには回答しない。

【本事業の担当部署】豊橋市環境部環境政策課

【住 所】〒440-8501 豊橋市今橋町1番地

【電 話】0532-51-2419

【F A X】0532-56-5126

【Eメール】kankyoseisaku@city.toyohashi.lg.jp (環境政策課)

【ホームページ】<http://www.city.toyohashi.aichi.jp/kankyo/pfi.html>